

京都市大規模小売店舗立地審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 69 号

京都市大規模小売店舗立地審議会条例施行規則の一部を改正する規則  
京都市大規模小売店舗立地審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

京都市大規模小売店舗立地審議会規則

第2条を第8条とする。

第1条中「京都市大規模小売店舗立地審議会（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第7条とし、同条の前に次の6条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員、特別委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員、特別委員及び専門委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市大規模小売店舗立地審議会規則第2条第2項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市大規模小売店舗立地審議会条例に基づく京都市大規模小売店舗立地審議会の会長又は副会長であった者は、それぞれこの規則の施行の日に関係する京都市大規模小売店舗立地審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

(産業観光局商工部商業振興課)